

## 埼玉県開発行為に関する工事検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）による開発行為に関する工事の検査に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- 一 開発許可 法第29条第1項又は第2項の許可（法第34条の2第1項の協議の成立を含む。）をいう。
- 二 工事 開発許可（法第35条の2第1項の許可及び同条第2項の届出の変更した設計を含む。）を受けた開発行為に関する工事をいう。
- 三 完了検査 法第36条第2項の規定に基づいて実施する検査をいう。
- 四 中間検査 法第79条の規定により附した条件に基づいて、工事の途中において実施する検査をいう。
- 五 検査員 建築安全センター所長（以下、「所長」という。）の命を受け、検査を行う職員をいう。
- 六 検査 検査員が実施する完了検査又は中間検査をいう。
- 七 工事関係者 開発許可を受けた者（法第34条の2第1項の協議が成立した国の機関又は都道府県等を含む。）、設計者及び工事施行者をいう。
- 八 設計図書 開発許可（法第35条の2第1項の許可及び同条第2項の届出の変更した設計を含む。）に関する設計に係る図書をいう。
- 九 是正 検査時の指示事項に基づき設計図書の内容に適合させるための行為をいう。

(検査命令及び検査の通知)

第3条 所長は、開発許可を受けた者から工事完了届出書又は中間検査依頼書の提出があったときは、様式第1号の工事検査命令書により、検査員を指定し、当該工事の検査を命ずるとともに、開発許可を受けた者及び開発区域の存する町村（以下、「関係町村」という。）長に対し、事前に検査の日時を通知するものとする。

(検査の内容)

第4条 検査は、原則として現地で行うものとし、検査員が工事関係者及び関係町村の職員が立会いの上、設計図書の内容と適合しているかの判定を行うものとする。

(検査報告)

第5条 検査員は、検査を行ったときは、その結果について、様式第2号の工事検査報告書により、速やかに所長に報告するものとする。この場合において、検査員は、様式第2号の写しを関係町村の職員に交付するものとする。

2 検査員は、検査結果の指示事項について、様式第3号の工事検査結果指示書(以下、「指示書」という。)を開発許可を受けた者に交付するものとする。

(是正通知)

第6条 検査員は、検査の結果、工事が設計図書の内容に適合しないと認めるときは、指示書により、開発許可を受けた者に是正を指示書により通知し、その結果について、期限を定めて、様式第4号の是正結果報告書により、報告を求めるものとする。

2 前項により通知内容について、期限を経過しても報告がない場合は、所長は、開発許可を受けた者に様式第5号の是正結果報告催促書を発行し、あらためて期限を定めて報告を求めるものとする。

(再検査)

第7条 所長は、前条の報告があった場合は、前4条を準用する。ただし、検査員が是正の内容について軽易なものと認めた場合にあってはこの限りでない。

(安全上重大な支障がある場合の措置)

第8条 所長は、検査の結果、工事が設計図書の内容に適合せず、その事実が安全上重大な支障があると認めた場合は、法第80条第1項又は第81条第1項に基づき、必要な措置を行うものとする。

2 第6条第2項による報告が、期限を経過してもない場合は、前項を準用するものとする。

(検査済証の交付及び公告)

第9条 所長は、第6条第1項の報告により、完了検査の結果、工事が設計図書の内容に適合していると認めるときは、速やかに開発許可を受けた者に検査済証を交付し、当該工事が完了した旨の公告をするものとする。この場合において、所長は、その旨を関係町村に通知するものとする。

(旧住宅地造成事業への準用)

第10条 この要綱は、旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年7月9日法律160号)の規定により、事業認可された住宅地造成事業の工事の検査に関して準用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検査に関し必要な事項は、都市整備部長が定めるものとする。

附則

この要綱は、昭和50年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、昭和50年5月1日から適用する。

附則

この要綱は、昭和53年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成13年3月30日から適用する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

2 この要綱の施行の際、現に使用されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

# 工事検査命令書

検査員

下記の開発行為に関する工事の検査を命ずる。

年 月 日

建築安全センター所長 印

受付番号	年 月 日 第 号
検査の種類	完了検査・中間検査（ ）
検査（予定）年月日	年 月 日
開発許可番号	第 号
開発許可年月日	年 月 日
開発許可を受けた者	
開発区域に含まれる地域の名称	
備考	

- ※「検査の種類」欄の中間検査には、検査の内容を記入すること。
- ※「開発区域に含まれる地域の名称」欄に記入できない場合は、別紙とすること。
- ※「備考」欄には、①検査の開始時間・終了見込み時間、集合場所、②変更許可及び変更届出の内容、③中間検査の状況を記入すること。
- ※検査現場の位置図、開発許可通知書（変更許可通知書及び変更届出）の写しを添付すること。







<p>是 正 結 果 報 告 催 促 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">建築安全センター所長 印</p>	
検 査 の 種 類	完了検査・中間検査（ ）
検 査 年 月 日	年 月 日
開 発 許 可 番 号	第 号
開 発 許 可 年 月 日	年 月 日
開 発 許 可 を 受 け た 者	
開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	
<p>上記の開発行為に関する工事の検査の結果、下記のとおり指示しましたが、その結果について、 年 月 日までに文書で報告してください。</p> <p>期限までに、指示事項を是正せず、その結果を報告しない場合、都市計画法第81条の規定による処分を受けることになる場合がありますので、注意してください。</p>	
指 示 事 項	
当 初 の 報 告 期 限	年 月 日

※「検査の種類」欄の中間検査には、検査の内容を記入すること。

※「開発区域に含まれる地域の名称」欄に記入できない場合は、別紙とすること。

	第 年 月 日 号
様	
建築安全センター所長	印
都市計画法の規定に基づく検査済証の交付 及び工事完了の公告について（通知）	
このことについては、下記のとおりです。	
開 発 許 可 番 号	第 号
開 発 許 可 年 月 日	年 月 日
開 発 許 可 を 受 け た 者	
開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	
検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
工 事 完 了 公 告 年 月 日	年 月 日

※「開発区域に含まれる地域の名称」欄に記入できない場合は、別紙とすること。